

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年5月29日から平成26年6月13日

2 監査の対象

(1) 対象部課

企画部秘書課及び人事課

(2) 対象期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 秘書課

ア 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の支給区分の適用誤りにより、支払額を誤って支払っていた。また、同一週を超えて週休日の振替えを行い、定められた勤務時間を超えなかったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

イ 航空写真撮影業務の委託契約において、契約総価が確定しているためにもかかわらず、単価契約で契約が締結されていた。契約方法の原則は総価契約であり、適切な契約事務をされたい。

ウ 西尾市名誉市民章の購入について、物品供給契約が締結されていた。市民章の作成については契約上の製造請負に当たるため、適切な事務処理をされたい。

(2) 人事課

契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。

- (イ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に関する事項の記載のないものが散見された。
- (ウ) 特別健康診断（V D T 検診）委託契約及び特殊業務従事者検診委託契約において、
1 者随意契約の正当な理由の記載がなかった。
- (エ) 職員採用試験問題集購入契約において、複数の者から見積書を徴すべきところ、
1 者からしか見積書を徴していなかった。